

2025（令和7）年度 人権擁護に関する施策の基本計画 進捗状況調査 報告書①

施策一覧	・・・・・・・・・・	1
基本施策	（令和6年度実績）	・・・・・・ 2
分野別施策	（令和6年度実績）	・・・・・・ 8

※ 基本施策および分野別施策の表中、赤字は追加記載した事業です。また、「評価」において、前年度よりも評価が上昇したものは黄色、下降した事業は薄緑色に塗っています。

基本施策（令和 6 年度実績）

【評価】

- A：計画通り事業を実施し、十分な成果を得られた。引き続き事業を実施する。
- B：計画通り事業を実施し、一定成果を得られた。必要に応じて手法を工夫しながら事業を実施する。
- C：計画通り事業を実施したが、成果が小さく、事業内容や手法等の一部見直しが必要である。
- D：計画通りの事業を実施できず、事業内容や手法等の全面的な見直しが必要である。

(1) 人権教育の推進

10事業 93%

基本施策		No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	達成度
①就学前教育・保育及び学校教育における人権教育の推進	1人権保育・人権教育の推進	1	人権・市民生活課	保育所・幼稚園・子ども園での人権学習の推進	県委託事業である「人権の花運動」を園所に実施していただきます。実施された園所では、人権擁護委員による人形劇により人権学習を行います。	A	4
		2	幼児課	保育所・子ども園での子どもの権利保障、障がい児の保育環境の充実	保護者向け人権保育の啓発だよりの発行、人権保育のテーマに沿った保育内容の展開、子どもの発達の特徴に適した教材の提供を行います。	A	4
		3	幼児課	幼稚園・子ども園での子どもの権利保障、障がい児の保育環境の充実	一人一人の違いを大切にし、認め合える仲間づくりを意識した保育実践、それぞれの発達に応じた保育環境づくりを行います。	A	4
		4	生涯学習課	子どもの人権教育推進、障がい・同和問題・性的指向・性自認・インターネット等に関する人権教育の実施	全小・中学校において、子どもが自尊感情を高め、共感や思いやりの気持ちを持てるような人権教育を計画的に進めます。	A	4
	2教職員の豊かな人権感覚の育成	5	幼児課	保育職員研修・幼稚園教諭研修の実施	人権意識を高める研修を行います。	B	3
		6	生涯学習課	教職員の豊かな人権感覚の育成	子どもの権利が保障されるように教育に携わる職員に豊かな人権感覚や専門技術等を身に付ける研修等を実施します。	A	4
		7	生涯学習課	保幼小中連携による生活・学力向上のための教職員・PTAの人権研修の実施	学区ごとに保幼小中の教職員が一同に介し、人権に関する研修会を行います。また、教育委員会の指導主事が、各校に訪問し人権学習の授業を参観後、教職員に対して人権に関する指導助言を行います。	A	4
	3相談・支援に関わる体制の整備	8	学校教育課	いじめや虐待防止のための連携体制の整備、情報共有	いじめをはじめとした問題行動等に対して、組織的に対応するために、生徒指導担当者会を充実させ、関係機関、関係課とも情報共有しながら、いじめや虐待の未然防止を図ります。	B	3
②生涯学習における人権教育の推進	1人権学習の推進	9	生涯学習課	住みよいまちづくり推進講座、様々な人権分野にかかる人権学習支援	各学区ごとに子ども・高齢者・障がい者・部落問題・男女共同参画・インターネットと人権等、幅広い人権問題をテーマに年2～3回程度講座を開講します。	A	4
	2市民の主体的な人権学習への支援	10	人権・市民生活課	学習資料等の情報提供・教材の貸出しによる学習支援	人権啓発資料の市HP上での公開や、人権学習教材DVDの貸し出し、資料の配付等により、市民の人権学習を支援します。	B	3

＜成果・課題＞（人権・市民生活課評価） 前年度より5ポイント上昇しています。 就学前から学校・地域と、年齢に応じて人権教育が実践されました。地域での学習においては、参加者の固定化等が懸念されるため、市民がより主体的に参加しやすいよう、学習方法の提案や使いやすい教材、講師情報の提供等支援を行っていく必要があります。	合計	37
	満点	40
	達成度	93%
	前年度達成度	88%

（２）啓発活動の推進	13事業	85%
------------	------	-----

基本施策		No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	達成度
①啓発活動の推進	1市民への啓発活動の推進	11	秘書広報課	市広報における様々な人権への配慮	広報紙等では、公平性、平等性に配慮した文章表現、内容となるよう努めるとともに、固定観念にとらわれないイラストや写真を掲載します。また、広報紙や広報番組で、さまざまな人権の記事掲載や放送を行います。	B	3
		12	人権・市民生活課	街頭啓発、広報紙等による啓発	9月の同和問題啓発強調月間および、12月の人権週間にJR近江八幡駅で街頭啓発を行うほか、人権擁護委員の日や世界人権デー等に合わせて市広報に啓発記事を掲載します。	B	3
		13	人権・市民生活課	啓発冊子等の作成・配布	人権意識の向上を図るため、様々な人権問題について掲載した人権啓発冊子「青空」を作成し、各自治会等へ配付します。	A	4
		14	人権・市民生活課・市人権尊重のまちづくり推進協議会	人権を擁護するための作品募集	すべての人が安心して「自分らしく」暮らせる社会の実現をめざし、あらゆる人権について考え、行動に移していけるよう啓発活動を推進するため、人権擁護作品を募集し、審査のうえ入賞作品を決定・表彰します。	A	4
		15	人権・市民生活課・市人権尊重のまちづくり推進協議会	人権フェスティバルの開催	人権問題の解決に向けた啓発活動とともに、相互理解に向けた交流を進め人権意識の向上を図るため、毎年様々な企画を盛り込んだフェスティバルを開催します。	A	4
		16	人権・市民生活課	人権尊重のまちづくり市民講座の開催	様々な人権課題を学び、人権意識の向上を図るため、毎年テーマを変え講演会を開催します。	B	3
	2事業者、団体等への啓発の推進	17	人権・市民生活課	講演会・研修会の情報提供	人権尊重のまちづくり推進協議会（人推協）委員等に対し、各種講演会・研修会の情報提供や参加要請を行い、人権について学びの機会を提供します。	B	3
		18	商工振興課	事業所への人権情報提供、人権学習支援	事業所への訪問を通じて、人権研修への取組状況について調査や啓発を行います。	B	3
		19	商工振興課	男女平等推進に向けた事業者連携、仕事と家庭の両立支援、公正採用にかかる周知	ハローワークやキャリアコンサルタントと連携し、就労に関する相談受付を行います。	A	4

基本施策			担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	達成度
②事業者、 団体等の啓 発活動への 支援	1事業者、団 体等による 人権学習・ 研修への支 援	20	まちづくり協働課	まちづくり協議会を通じた学区人権のまちづくり推進協議会等への支援	学区まちづくり協議会に対し、まちづくり支援交付金を交付することで、人権のまちづくり推進協議会を含む各種事業の実施を支援します。	B	3
		21	人権・市民生活課	自治会や団体等での研修会の開催支援	人権尊重のまちづくり懇談会等の研修会を開催する自治会や団体に対して、講師情報や資料の提供、DVDの貸し出し等を行います。	B	3
		22	人権・市民生活課	人権擁護委員の活動支援	法務省から委嘱された人権擁護委員が中心に行う、市立小中学校対象の「人権教室」や園所対象の「人権の花運動」、学校訪問等の活動を支援します。	A	4
		23	人権・市民生活課	学習教材の配付・貸出し、人権啓発講師の紹介等による学習支援	人権尊重のまちづくり懇談会や企業等で人権学習を行う際のDVDやプロジェクターの貸し出し、学習資料等の配付、本市登録の人権啓発講師の紹介により支援を行います。	B	3
<成果・課題>（人権・市民生活課評価） 昨年度より2ポイント上昇しました。 講演会では参加者の満足度が高い一方、参加者数の低迷が課題となっていることから、より効果的な周知・啓発方法を検討していく必要があります。また、事業所向けの啓発方法についても検討が必要です。				合計			44
				満点			52
				達成度			85%
				前年度達成度			83%

（3）相談体制、支援体制の充実					15事業	87%
-----------------	--	--	--	--	------	-----

基本施策		No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	達成度
①相談・支 援体制の強 化	1相談窓口や 支援機関の 周知と活用	24	人権・市民生活課	相談窓口や支援機関の周知・ 案内	市広報やホームページ、パンフレット等によ り相談窓口や支援機関を周知します。	A	4
		25	障がい福祉課	相談窓口や支援機関の周知・ 案内	相談・支援体制の周知を継続して行います。 また、相談のスキルアップ等に努めます。	A	4
		26	介護保険課	相談窓口や支援機関の周知・ 案内	介護保険のしくみ等をパンフレットにまと め、包括支援センターや市の窓口での介護相 談の際、配布・周知します。	A	4
		27	幼児課	相談窓口の設置	各園での相談窓口を設置します。幼児課にお いては不適切保育の相談窓口を設置します。	A	4
		28	健康推進課	相談窓口や支援機関の周知・ 案内・啓発	こころの悩みに関する相談窓口（県・市・民 間）について、健康ガイドブックやホーム ページに掲載するほか、自殺予防週間や自殺 対策強化月間には広報で啓発を行います。	B	3
		29	商工振興課	相談窓口や支援機関の周知・ 案内・啓発	ハローワークやキャリアコンサルタントと連 携して行う毎月の就労に関する相談受付業務 を、市の広報等で周知します。また、国や県 から配布される啓発冊子やポスター等を窓口 に設置したり、関係各所へ配付します。	A	4

基本施策		No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	達成度
	2相談・支援体制の強化	30	総合医療センター	インフォームド・コンセント等の患者の人権配慮、医療情報の適切管理、情報開示、相談・支援体制の充実	インフォームドコンセントの推進、カルテ等含む医療情報の管理・開示、患者・家族等からの相談時のプライバシー保護を徹底します。	B	3
		31	人権・市民生活課	人権相談の実施	市役所庁舎で人権擁護委員による人権相談を実施するほか、窓口でも相談を受け、必要に応じて専門機関につなぎます。	B	3
		32	福祉政策課	重層的支援体制の整備	複雑化・複合化する課題に対応できるような包括的な相談支援の体制を整えます。（R 6～重層的支援体制整備事業の本格実施）	B	3
②関係団体、関係機関との連携強化	1関係団体、関係機関との連携	33	人権・市民生活課	関係団体、関係機関との連携	人権擁護委員や県人権センター等と連携し、人権侵害事象への対応や、自ら人権を守ることが困難な当事者を支援します。	B	3
		34	福祉政策課	関係団体、関係機関との連携	民生委員児童委員の活動を支援したり、保護司会へ運営補助金を交付するなど、連携しながら取り組みます。	A	4
		35	障がい福祉課	関係団体、関係機関との連携	関係団体・関係機関との連携を図り、当事者に必要な回復・自立に向けての支援を行います。	A	4
		36	幼児課	関係団体、関係機関との連携	関係機関との会議の出席及び情報共有、各施設において施設内でケース検討会等の実施等を行います。	B	3
		37	健康推進課	関係団体、関係機関との連携	断酒会が主催する講演会の啓発（ポスター掲示等）を依頼に応じて実施します。	B	3
		38	商工振興課	関係団体、関係機関との連携	滋賀県人権センターや企業内人権問題推進連絡会など、関係機関と連携を図ります。	B	3
<成果・課題>（人権・市民生活課評価） 昨年度より4ポイント上昇しました。 相談内容が複雑化しているなか、それぞれ担当課において適宜相談支援を行っています。人権相談は相談件数が少ないことから、様々な場面で周知案内に努めていく必要があります。また、関係団体・機関との連携を引き続き密に行い、庁内においては必要に応じて分野を超えたスムーズな連携により、相談の早期解決のための支援を行います。				合計		52	
				満点		60	
				達成度		87%	
				前年度達成度		83%	

（４）連携・協働による人権施策の推進						20事業	91%
--------------------	--	--	--	--	--	------	-----

基本施策		No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	達成度
①市民、事 業者の参加 の促進	1市民の参加 の促進	39	人権・市民生活課	人権尊重のまちづくり推進員 の設置および講師リストの作 成	各自治会に人権尊重のまちづくり推進員を設 置いただき、人権尊重のまちづくり懇談会の 実施を通して、市民の人権意識の醸成を図り ます。また、講師リストを作成し、懇談会で 活用いただけるよう周知します。	B	3
		40	人権・市民生活課	近江八幡市人権尊重のまちづ くり推進協議会の設置・運営	人権擁護委員、人権擁護推進員、各学区人権 尊重のまちづくり推進協議会会長、関係団体 代表者、教員・保育士等からなる、人権啓発 のための組織を設置し、全体または各部会の 活動を通して市の人権啓発を推進します。	A	4

基本施策		No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	達成度
		41	人権・市民生活課	人権擁護審議会の開催	毎年度、あらゆる人権侵害をなくするための重要事項を調査及び審議するため、人権擁護施策に関する事項や推進計画の策定などについて審議します。	A	4
		42	人権・市民生活課	人権擁護に関する市民意識調査の実施	人権意識の浸透や啓発の効果を確認するために、5年に一度市民を対象とした人権擁護に関する意識調査を行います。		
	2 事業者の参加の促進	43	商工振興課	事業者への人権尊重の理解・取り組み支援	人権問題をテーマとしたセミナーを開催し、人権尊重の理解促進に努めます。	B	3
		44	商工振興課	男女平等推進に向けた事業者連携、仕事と家庭の両立支援、公正採用にかかる周知	仕事と家庭の調和を達成するため、事業所向けのセミナーを開催します。	B	3
	3 市民活動への人権の視点の醸成	45	障がい福祉課	講師等派遣リストの作成および研修会の開催	「障がい者理解促進のための講演会・研修会への講師等派遣リスト」を作成し、講師の派遣を行うとともに、発達障がいと精神障がい理解のための研修会を隔年ごとに開催し、障がい理解の啓発を行います。	A	4
		46	幼児課	研修参加・研修内容の共有	各種研修参加をよびかけ、職員の人権意識の向上を図ります。	A	4
	4 関係団体、関係機関とのネットワークの強化	47	人権・市民生活課	関係団体・関係機関との連携	滋賀県人権センター、JR沿線人権啓発推進連絡会、滋賀県人権教育推進協議会、東近江地域人権教育推進協議会連絡協議会等において、県内関係団体と情報共有や合同研修を行います。	A	4
		48	障がい福祉課	関係団体・関係機関との連携	障がい理解促進のため、当事者団体と連携のうえ講演会・研修会への講師派遣を行うとともに、当事者と一緒に出前講座を開催します。	A	4
		49	商工振興課	関係団体・関係機関との連携	滋賀県人権センターや企業内人権問題推進連絡会など、関係機関と連携を図ります。	B	3
	5 関係団体への支援	50	人権・市民生活課	市人権尊重のまちづくり推進協議会への支援	市人権尊重のまちづくり推進協議会に対し、補助金の交付を行うほか、事務局として活動をサポートします。	A	4
		51	福祉政策課	小規模法人や団体に対する補助	小さな法人や団体が協働して実施する「人材確保」や「地域福祉サービスの充実事業」に、補助金を交付します。	A	4
②人権尊重の視点に立った行政の推進	1人権尊重の視点に立った施策の推進	52	人権・市民生活課	基本計画の策定・進捗管理	市民一人ひとりが当事者意識を持って人権尊重の重要性を理解し、お互いの尊厳や権利を尊重しあえる社会となるよう「人権擁護に関する施策の基本計画」を策定し、各課で実施している人権関連事業について、毎年振り返りや点検・評価を行います。	B	3
		53	障がい福祉課	計画の策定と施策の推進	一人ひとりの権利が尊重され、誰もが生きがいを持って暮らし続けられる地域社会の構築を目指し、「第5期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、施策を推進します。	A	4

基本施策		No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	達成度
	2 個人情報保護	54	危機管理課	女性や高齢者等、要配慮者に配慮した備蓄物質の充実	ワンタッチパーテーション（プライベートルーム）、生理用ナプキン、子供用紙おむつ、液体ミルク、使い捨て哺乳ボトル、介護用紙おむつを備蓄します。	A	4
		55	市民課、安土未来づくり課	各種証明書の不正取得の防止、本人通知制度の普及啓発	住民票の写しや戸籍謄本等の証明書を、本人の代理人や第三者(国又は地方公共団体の機関を除く)に交付した場合、事前に登録した人に対して交付があった事実を郵送で通知します。この制度により、住民票の写し等の不正請求の早期発見や個人の権利の侵害につながる不正取得の未然防止を図ります。	B	3
		56追加	総務課	職員への保有個人情報等の適切な管理運用指導	研修や通知を通して職員の保有個人情報の管理運用について指導する。	D	1
		57追加	情報政策課	職員への情報セキュリティポリシーの適切な運用指導	各団体から提供される研修受講と、各種内部監査の中で現場の実態を把握内容を元に運用指導を実施する。	B	3
③ 人権尊重のまちづくりを担う市職員の育成	1 体系的な人権研修プログラムによる職員の育成	58	人事課	市職員への人権研修の実施	近江八幡市職員人権問題研修推進員設置要綱に基づき、各所属において人権研修を進める人員を配置し、所属ごとに人権研修を進めます。また、年に数回、全体に向けた人権啓発講座を実施します。	B	3
	2 専門分野の従事者への研修の推進	59	人事課	市職員への研修の実施	専門分野に従事する職員および窓口業務等に従事する職員に対し専門知識や技術習得のための研修会を実施したり、県研修センター等が実施する研修会へ派遣します。	A	4
		60	障がい福祉課	新採職員研修および課内研修の実施	毎年、人事課と合同で新規採用職員向けに障がい福祉研修を実施し、講義形式だけでなく、当事者との交流・現場体験も行います。また、窓口業務については、年度当初に課内研修を実施します。	A	4
<成果・課題>（人権・市民生活課評価） 昨年度より7ポイント上昇しました。 人権尊重のまちづくり推進員については、自治会から負担軽減を求める声があり、効果的で取り組みやすい学習方法の提示等、地域での人権学習を維持できるよう引き続き支援する必要があります。また、市職員の研修機会については、新規採用職員は充足していますが、一般職員に対しては減少しているため、当課主催の講演会や各学区での人権講座への参加を促す等、様々な機会をとらえるよう検討する必要があります。				合計			73
				満点			80
				達成度			91%
				前年度達成度			84%

分野別施策（令和 6 年度実績）

【評価】

- A：計画通り事業を実施し、十分な成果を得られた。引き続き事業を実施する。
 B：計画通り事業を実施し、一定成果を得られた。必要に応じて手法を工夫しながら事業を実施する。
 C：計画通り事業を実施したが、成果が小さく、事業内容や手法等の一部見直しが必要である。
 D：計画通りの事業を実施できず、事業内容や手法等の全面的な見直しが必要である。

1 女性の人権	15事業	88%
---------	------	-----

施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	達成度
①男女共同参画のための人権意識の教育・啓発	1-①-1	人権・市民生活課	男女共同参画のための人権意識啓発、学習支援	男女共同参画市民のつどいで講演会を行います。また、各自治会に設置している男女共同参画推進員を通じて、地域で男女共同参画についての学習会の開催を支援します。	A	4
	1-①-2	人権・市民生活課	「男女が輝いて生きる」絵手紙の募集	男女が性別に関わらずいきいきと活躍できる社会の実現を目指し、地域や職場、家庭、学校で、男女共同参画について広く理解と関心を持っていただくために絵手紙を募集します。	A	4
	1-①-3 (再)	人権・市民生活課	自治会や団体等での研修会の開催支援	人権尊重のまちづくり懇談会等の研修会を開催する自治会や団体に対して講師情報や資料の提供、DVDの貸し出し等を行います。	B	3
	1-①-4	人権・市民生活課	男女共同参画プランの実施、進捗管理、プランの改定	男女がお互いを尊重し合い、喜びや責任を分かち合える社会の実現を目指して「男女共同参画プラン」を実施および進捗状況調査を実施します。また、5年毎にプランの改定を行います。	A	4
	1-①-5	人権・市民生活課	啓発冊子等の配布・ポスターの掲示	国や県から配布される啓発冊子やポスター等を、市関係窓口等に掲示し、市主催イベント等で市民へ配付します。	A	4
②男女共同参画実現に向けてのあらゆる場での女性参画の拡大と連携の促進	1-②-1	人権・市民生活課	男女共同参画審議会の開催	毎年度2～3回、男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画施策に関する事項や推進計画の策定などについて審議します。	A	4
	1-②-2	人権・市民生活課	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	5年に1度、男女共同参画に関する市民の意識、市政への要望をアンケート形式でお聴きし、今後の市政に役立てるため調査を行います。	A	4
	1-②-3	農業振興課	農業分野における女性の活躍推進	県等が開催する女性農業者向けの研修会等を周知し、参加を促進します。	A	4
	1-②-4	商工振興課	企業における女性参画の拡大と連携の推進	ハローワークやキャリアコンサルタントと連携し、就労に関する相談受付を行います。また、国や県から配布される啓発冊子やポスター等を窓口を設置する等、関係各所へ配付します。	A	4
③暴力とハラスメント根絶のための取組	1-③-1	市民課、安土未来づくり課	DV及びストーカー行為等被害者への支援措置	DV等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付について、不当な目的により利用されることを防止します。	A	4
	1-③-2	人権・市民生活課	女性に対する暴力、性的被害防止のための啓発活動	11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせ、パープルライトアップや広報により啓発を行います。また、国や県から配布される啓発冊子やポスター等を、市関係窓口等に掲示します。	A	4

施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	達成度
③暴力とハラスメント根絶のための取組	1-③-3	子ども家庭相談室	女性に対する暴力、性的被害等に関する相談・緊急一時保護等	配偶者、パートナー、家族等からの暴言暴力を受けた女性の相談支援を実施します。場合によっては女性や母子の緊急一時保護に向けて調整を行います。	B	3
④ワークライフバランスの実現に向けた男女共同参画の推進	1-④-1	人権・市民生活課	ワークライフバランス推進のための啓発活動	家庭や地域、職場それぞれの分野において、ワーク・ライフ・バランスの重要性を認識できるよう、パンフレットやチラシ、ホームページ、SNS等による啓発を行います。	D	1
	1-④-2	健康推進課	男女が共に子育てに関わる環境づくり	コベアクラス（妊娠期教室）を年9回実施し、育児のために夫婦が互いに支えあえる関係性を妊娠期のころから作り上げられるようベアワークや夫婦で協力する育児のイメージづくり等を行います。	B	3
	1-④-3 (再)	商工振興課	男女平等推進に向けた事業者連携、仕事と家庭の両立支援、公正採用にかかる周知	ハローワークやキャリアコンサルタントと連携し、就労に関する相談受付を行います。また、仕事と家庭の調和を達成するため、事業所向けのセミナーを開催します。	B	3
<人権・市民生活課のコメント> 令和6年度に行った市民意識調査では、固定的な性別役割分担意識などにおいて意識の変化が見られる一方で、現状とのギャップから依然として男女の不平等感が根強く残っていることがうかがわれ、さらなる取組が必要であることが明らかになりました。引き続き、性別に起因する格差差別や固定的な性別役割分担意識の解消、男女共同参画の理念やジェンダーに基づく問題への理解を深めるため啓発や教育を推進します。また、DVやストーカー行為は生命の危機につながることから、継続して相談窓口の周知と関係機関との連携強化等、被害者の保護や支援に取り組みます。				合計		53
				満点		60
				達成度		88%
				前年度達成度		89%

2 子どもの人権	26事業	86%
----------	------	-----

施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	達成度
①子どもの権利に関する意識の向上	2-①-1 (再)	人権・市民生活課	自治会や団体等での研修会の開催支援	人権尊重のまちづくり懇談会等の研修会を開催する自治会や団体に対して講師情報や資料の提供、DVDの貸し出し等を行います。	B	3
	2-①-2	福祉政策課	民生委員児童委員による地域福祉活動の推進	民生委員児童委員は、地域の身近な相談相手として、高齢者、障がい者、子どもなど、様々な住民と関わりながら活動しています。地域と行政の橋渡し役として重要な役割を担いつつ、地域の福祉向上に取り組めます。	B	3
	2-①-3	学校教育課	子どもの権利に関する教育	子どもの権利条約をはじめとした子どもの権利についての学習を充実させます。	B	3
	2-①-4 追加	人権・市民生活課	子どもに人権をテーマにした講演会の開催	人権フェスティバル等の人権啓発イベントにおいて「子どもの人権」について取り上げ、市民の子どもの権利に関する意識の向上を図ります。	A	4
②子どもの権利保障の推進	2-②-1	こども家庭センター	各種教室実施等による児童の健全育成	市内子どもセンターにおいてスポーツ教室や各種体験教室等を開催し、児童の経験の幅を広げ、児童の健全育成につなげます。	B	3

施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	達成度
②子どもの権利保障の推進	2-②-2	こども家庭センター	子育て親子の交流の場、学びの場の提供、相談支援	市内の子育て支援拠点（公施設5か所、民間3か所）において、子育て中の親子が集う交流の場としています。また、来館者の相談に応じ励ましやアドバイスを伝えるなどの支援を行います。食育・歯科講座、年齢別教室を開催し、学びの場を提供します。	B	3
	2-②-3	こども家庭センター	保護者の疾病や経済的な理由による母子の緊急一時保護	内容により、女性相談による母子保護又は、子育て短期支援事業等により対応を行います。	B	3
	2-②-4	こども家庭センター	子どもの貧困対策	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当の支給を行います。また、母子・父子自立支援員が相談を行い、それぞれの状況に応じ自立に向けた生活と仕事の支援を行います。	B	3
	2-②-5	子ども家庭相談室	子どもの養育等の相談	18歳未満の全ての子どもとその家庭、妊産婦を対象に、育児やしつけ、子育てに対する悩みや困りごとなど幅広い相談を受け、関係機関と連携を図りながら実情に応じた支援を行います。	B	3
	2-②-6 (再)	幼児課	保育所での子どもの権利保障、保育職員研修、障がい児の保育環境の充実	保護者向け人権保育の啓発だよりの発行、人権保育のテーマに沿った保育内容の展開、職員研修、子どもの発達の特徴に適した教材の提供を行います。	A	4
	2-②-7 (再)	幼児課	幼稚園での子どもの権利保障、幼稚園教諭への研修、障がい児の保育環境の充実	一人一人の違いを大切に、認め合える仲間づくりを意識した保育実践、それぞれの発達に応じた保育環境づくり、人権意識を高める研修を行います。	A	4
	2-②-8	幼児課	子どもの権利保障への環境整備	子どもの主体性を大切に保育教育の展開と絵本環境の充実、性被害防止のための環境の工夫（パーテーション等）を行います。	A	4
	2-②-9	幼児課	家庭環境での配慮が必要な児童・家庭への支援	保護者とのきめ細やかな連携（送迎時の声かけ、家庭訪問、電話連絡等）や、関係機関との連携を行います。	A	4
	2-②-10	健康推進課	家庭における子育てに向けた支援および、児童虐待の早期発見に向けた家庭への相談支援	乳幼児健診や個別相談等から子育ての悩みをキャッチし、保護者の方針や成育歴をくみ取りつつ子の発達に合わせた関わりを一緒に考え、親子の自己肯定感が上がるよう支援します。	B	3
	2-②-11	都市計画課	児童遊園地での子どもの健全育成環境整備	毎年、都市公園および児童遊園の遊具点検を実施し、安全・安心な公園の維持管理に努めるとともに、令和5年度より長寿命化計画に基づき、都市公園の再整備に取り組みます。	B	3
③子どもの意見表明・社会参加の促進	2-③-1 (再)	人権・市民生活課・市人権尊重のまちづくり推進協議会	人権を擁護するための作品募集	すべての人が安心して「自分らしく」暮らせる社会の実現をめざし、あらゆる人権について考え、行動に移していけるよう啓発活動を推進するため、人権擁護作品を募集し、審査のうえ入賞作品を決定・表彰します。	A	4
	2-③-2	幼児課	子どもが意見表明しやすい場づくり	日常的に子ども同士が話し合える場づくり、子ども達の思いを取り入れたあそびの展開、子どもが意見をしやすい大人との関係づくり等を行います。	A	4
	2-③-3	子育て政策課	こどもの意見聴取事業	こどもの意見を施策に反映させるため、意見聴取事業を実施するとともに庁内での意見聴取実施にかかるサポートを行います。	A	4

施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	達成度
④子どもに対する権利侵害の防止、救済と回復	2-④-1 (再)	市民課、安土未来づくり課	DV及びストーカー行為等被害者への支援措置	DV等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方を保護するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付について、不当な目的により利用されることを防止します。	A	4
	2-④-2	子ども家庭相談室	児童虐待の防止啓発、対応	子どもが自分を守るスキルを学ぶ場の提供や関係機関向け研修会の実施、ケーブルテレビや街頭啓発にて児童虐待防止への呼びかけを実施します。また、本人や保護者、関係機関からの虐待に関する相談対応を行います。	B	3
	2-④-3 (再)	学校教育課	いじめや虐待防止のための連携体制の整備、情報共有	いじめをはじめとした問題行動等に対して、組織的に対応するために、生徒指導担当者会を充実させ、関係機関、関係課とも情報共有しながら、いじめや虐待の未然防止を図ります。	B	3
	2-④-4	教育研究所	不登校や問題行動のある子ども及び保護者への相談支援	行きしぶりや不登校、問題行動等の悩みの相談に応じ、問題解決への糸口を見いだす支援を行います。	B	3
	2-④-5	学校教育課	不登校の子どもへの学習・人間関係改善、復帰支援	学校に登校しづらい子どもの思いに寄り添いながら、個々の状況に応じた学習支援や人間関係を改善するための支援を行います。	A	4
	2-④-6	学校教育課	不登校児童の学校復帰支援に向けた大学生派遣	不登校傾向にある児童がエネルギーを高め、自信を回復する中で、段階的に学校復帰ができるよう、子どもと年齢の近い大学生等をスクーリング・ケアサポーターとして学校に派遣します。	B	3
	2-④-7	学校教育課	教職員研修の充実、特別支援学級交流会、教職員の多文化共生意識啓発	様々な背景をもつ子どもたちに適切な支援を行うとともに、異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深めるための研修を実施します。	B	3
	2-④-8	生涯学習課、少年センター	不登校やニートなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者や保護者への相談支援および、関係機関との連携	不登校・ひきこもり・不就労など困難を抱えた子ども・若者とその家族からの電話相談・来所面談等に対応するとともに、必要に応じて関係機関と連携を図りながら支援を行います。	A	4
＜人権・市民生活課のコメント＞ それぞれの部局において子どもの権利に関する啓発や権利保障を推進しています。児童虐待やいじめに関して、引き続き関係機関との連携・情報共有等により未然防止および早期対応に努めます。養育に関する相談や不登校・引きこもりの子ども等に対する相談対応は幅広く実施されており、家庭・学校・地域・関係機関等との連携した取組を継続していきます。				合計		89
				満点		104
				達成度		86%
				前年度達成度		82%

3 高齢者の人権	19事業	79%
----------	------	-----

施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	達成度
①地域住民の支え合いを基本とする地域社会の整備	3-①-1 (再)	福祉政策課	民生委員児童委員による地域福祉活動の推進	民生委員児童委員は、地域の身近な相談相手として、高齢者、障がい者、子どもなど、様々な住民と関わりながら活動しています。地域と行政の橋渡し役として重要な役割を担いつつ、地域の福祉向上に取り組めます。	B	3
	3-①-2	福祉政策課	バス借り上げ助成による社会的弱者社会参加促進	高齢者や障がい者等の社会的弱者の介護予防、引きこもり防止のための交流、社会参加促進のための活動等にかかるバスの借上げ費用に対し、補助金交付を行い、外出支援を行います。	A	4
	3-①-3	建築課	高齢者が安心できる環境整備 (バリアフリー化推進 等)	「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、すべての人にとって安全かつ快適な生活環境づくりを推進しています。	B	3
	3-①-4	長寿福祉課	地域活動を担う老人クラブの支援	各老人クラブに対し補助金を交付する事により、グラウンドゴルフ大会や清掃活動等の高齢者自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動及びボランティア活動を支援します。	B	3
	3-①-5	長寿福祉課	高齢者の居場所の提供	生活支援コーディネーターによる地域資源の発掘や通いの場の活動支援を行うことで、高齢者の社会参加を支援します。	B	3
	3-①-6	長寿福祉課	地域福祉活動拠点の整備	地域の通いの場に対し、施設のバリアフリー化や備品の購入に対し補助金を交付することで、地域福祉活動拠点の整備を支援します。	B	3
	3-①-7	長寿福祉課	認知症の人やその家族を支えるサポーターの養成および、市民への認知症の理解を促進するサポーターの育成	認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトの養成研修、キャラバン・メイトの認知症啓発活動支援研修、認知症啓発ボランティアのオレンジサポーター定例会を開催し、活動を支援します。	B	3
	3-①-8	長寿福祉課	介護予防効果の高い住民主体の通いの場づくり (いきいき百歳体操の普及)	いきいき百歳体操の自主グループ立ち上げを希望する地域住民に対して、体操のポイントなどを指導し、体操に用いる重り等の物品を貸し出すことで、地域におけるいきいき百歳体操の自主グループの立ち上げを支援します。	B	3
	3-①-9	長寿福祉課	高齢者の社会参加や市民全体の支え合いに向けた意識の醸成とネットワークの構築	地域住民による自助・互助・共助の取り組みを推進するほか、ささえあい商助推進事業者等の民間事業者とネットワークを構築することで、高齢者の社会参加や地域の支え合いに向けた連携を推進します。	B	3
	3-①-10	商工振興課	高齢者の雇用就業機会の確保と活力ある地域社会づくりの推進	シルバー人材センターへの支援等を通じ、高齢者の社会参画や生きがいづくりを推進します。	A	4
	3-①-11	安土未来づくり課	高齢者等の居場所の提供	西の湖に隣接する立地条件を活かした、観光振興と地域福祉の増進が相互に図れる観光福祉拠点として、「西の湖すてーしょん」の適切な維持管理を行います。	B	3

施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	達成度
	3-①-12	安土未来づくり課	多世代交流の場の提供	JR安土駅に近い立地条件を活かし、誰もが気軽に集え、生きがいを感じられる居場所づくりのための施設として、「ひだまり庵」の維持管理を行います。	B	3
	3-①-13 (再) 追加	人権・市民生活課	自治会や団体等での研修会の開催支援	人権尊重のまちづくり懇談会等の研修会を開催する自治会や団体に対して講師情報や資料の提供、DVDの貸し出し等を行います。	B	3
②利用者本位の福祉サービスの提供と権利擁護の推進	3-②-1	長寿福祉課	一人暮らし高齢者等の在宅生活支援	認知症高齢者事前登録制度等の活用促進により、高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して過ごせるまちづくりを推進します。	B	3
	3-②-2	長寿福祉課	高齢者の地域生活の環境整備	生活支援コーディネーターを中心に、高齢者がいつまでも自分らしく暮らせるまちの実現に向け、通いの場や地域資源の発掘などを行います。	B	3
	3-②-3	長寿福祉課	施設入居者の人権配慮と施設の適正運営	権利擁護に関する意識向上を目的に施設職員へ虐待防止啓発や研修を実施するとともに、関係課と連携を図り、施設が適正に運営されるよう支援します。	B	3
	3-②-4	長寿福祉課	介護家族への支援、虐待防止、緊急一時保護、権利擁護の推進	虐待を早期に発見する仕組みづくり、虐待防止のための関係機関との連携、成年後見制度の利用促進を推進します。	B	3
	3-②-5	介護保険課	施設の適正運営と入所者の権利擁護、虐待防止	管内事業所に対し、定期的に運営指導を行うことで、不適切な運営・虐待等を未然に防ぐとともに、権利侵害等につながるものについては、他課・他行政庁とも情報連携を行い、指定権者として必要な対応を行います。	A	4
	3-②-6	安土未来づくり課	高齢者・障がい者等移動困難者の移動手段の確保、社会参加の推進	障がい者や要介護認定者等公共交通機関の利用が困難な市民の移動手段の確保を図り、市民福祉の増進に寄与するため、福祉自動車のあり方を検討しつつ、安土町区域内において運行します。	B	3
＜人権・市民生活課のコメント＞ 高齢者の人権を守るためには、尊厳ある生活を長く維持できる社会の仕組みを整える必要があります。地域社会における孤立と不安を防ぐための居場所や活動場所の確保、判断能力に応じた意思決定支援のための成年後見制度等の利用促進、虐待予防と人権侵害の早期発見のための人権啓発や教育の推進と通報窓口の体制強化等を引き続き推進していきます。また、財産を守るための知識提供や、詐欺・悪質商法から守る地域の見守り活動も重要であることから、出前講座の継続実施や関係機関との連携による被害防止に取り組めます。				合計		60
				満点		76
				達成度		79%
				前年度達成度		79%

4 障がいのある人の人権	26事業	83%
--------------	------	-----

施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	達成度
①地域における自立・社会参加への支援	4-①-1	障がい福祉課	更生訓練による社会参加支援	障害者総合支援法上の就労移行支援又は自立訓練を利用している障がい者に対して、通所に要した公共交通機関利用運賃の一部助成を行います。	B	3
	4-①-2	障がい福祉課	障がいへの正しい理解を深めるための啓発、ヘルプカードの周知・配布	障がい者理解促進のための講師等派遣リストを作成し、講師の派遣を行うとともに、発達障がいと精神障がい理解のための研修会を隔年ごとに開催し、障がい理解の啓発を行います。また、障害者手帳交付時にヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発を行います。	A	4
	4-①-3	障がい福祉課	障がい者の自立・社会参加支援	障がいのある人の在宅生活や社会活動を支援する人材確保に向けて、福祉の魅力を発信する取組を進めます。障がいのある人の自立と社会参加に欠かせない「身体障害者補助犬」について、普及啓発を推進します。	B	3
	4-①-4	障がい福祉課	障がい者の相談・生活・就労支援	障がい者相談員を配置し、身体・知的・精神・発達障がいのある人等に対し、相談支援窓口機能として、総合的な生活支援を行います。	C	2
	4-①-5	障がい福祉課	障がい者のコミュニケーション支援、情報バリアフリーの充実	手話通訳者をはじめとするコミュニケーション支援従事者の派遣や、啓発リーフレットおよび「障がいのある人に対する情報保障のためのてびき」を活用した啓発を行います。	A	4
	4-①-6	障がい福祉課	障がい者の自己実現、相互交流推進	障がい者スポーツ大会の周知や、「よかつとたいむ」や「よか♡すべす」等の余暇支援事業の実施により、障がいのある人の相互交流の推進や社会活動への参加促進を図ります。	A	4
	4-①-7 追加	障がい福祉課	福祉フェスティバルの開催	障がい者週間にあわせて、障がいに対する理解促進と障がいの有無にかかわらずあらゆる分野で活動されている方々の交流の場となることを目的に「ふくふくフェスタ おうみはちまん」を開催します。	A	4
	4-①-8	商工振興課	障がい者への理解を深めるための研修等の実施、就労相談	企業に対するセミナーを通じ、障がい者理解の促進に努めます。また、ハローワークやキャリアコンサルタントと連携し、就労に関する相談受付を行います。	B	3
	4-①-9 追加	幼児課	障がい者のコミュニケーション支援、情報バリアフリーの充実	手話ソングの取り入れや、多言語を取り入れたあいさつやあそびの共有を行います。	B	3
	4-①-10 追加 (再)	人権・市民生活課	自治会や団体等での研修会の開催支援	人権尊重のまちづくり懇談会等の研修会を開催する自治会や団体に対して講師情報や資料の提供、DVDの貸し出し等を行います。	B	3
②利用者主体（自己選択、自己決定）の支援と権利擁護	4-②-1	障がい福祉課	施設、事業所等での権利擁護、虐待防止	毎年10月(啓発強化月間)に障がい者虐待防止の普及啓発事業の一環として市民や支援機関等にティッシュ配布を実施します。また、虐待防止のため、必要に応じ施設・事業所等への虐待研修を行います。	A	4
	4-②-2	障がい福祉課	地域アドボケートの周知と差別解消に関する相談支援	障害者差別解消法に係る相談窓口として当課と地域アドボケートの周知及び相談支援を行います。	A	4

施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	達成度
③すべての市民にやさしいまちづくりの支援	4-③-1	障がい福祉課	障がい者の移動支援による社会参加促進	障がい児又は障がい者が、外出が困難な場合に、外出時の移動を支援する人を派遣することにより、社会活動への参加促進を図ります。	A	4
	4-③-2	障がい福祉課	精神障がい者の地域移行支援	東近江圏域サービス調整会議の精神部会にて、地域移行について必要な支援や課題について検討します。連携アセスメントシートを作成し、滋賀八幡病院との連携強化を図ります。	C	2
	4-③-3	障がい福祉課	安全で快適な生活環境づくりと障がい者マークの普及啓発	「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、すべての人にとって安全かつ快適な生活環境づくりを推進するとともに、障がい者マークの普及啓発を推進しています。	B	3
	4-③-4 (再)	安土未来づくり課	高齢者・障がい者など移動困難者の移動手段の確保及び社会参加の推進	障がい者や要介護認定者等公共交通機関の利用が困難な市民の移動手段の確保を図り、市民福祉の増進に寄与するため、福祉自動車のあり方を検討しつつ、安土町区域内において運行します。	B	3
④障がいのある子どもたちへの教育の推進	4-④-1 (再)	幼児課	保育所での子どもの権利保障、保育職員研修、障がい児の保育環境の充実	保護者向け人権保育の啓発だよりの発行、人権保育のテーマに沿った保育内容の展開、職員研修、子どもの発達の特徴に適した教材の提供を行います。	A	4
	4-④-2	幼児課	幼稚園での子どもの権利保障、幼稚園教諭への研修、障がい児の保育環境の充実	一人一人の違いを大切に、認め合える仲間づくりを意識した保育実践、それぞれの発達に応じた保育環境づくり、人権意識を高める研修を行います。	A	4
	4-④-3 (再)	幼児課	民間保育所での人権保育、障がい児保育環境の整備	絵本環境の充実、適正な加配職員の配置、各種研修の案内を行います。	A	4
	4-④-4	発達支援課	障がい児の地域交流・共生	障がい児通所支援やペアレントメンターによる保護者相談等を通じて、障がい児とその家族が地域で安心して暮らせるよう支援します。	B	3
	4-④-5	発達支援課	障がいの早期発見、早期療育のための体制の充実	乳幼児健診等を行う保健センター等と連携し、障がいの早期発見に努め、発達相談を通じて早期療育につなげるとともに、療育施設等の環境整備を行います。	B	3
	4-④-6	発達支援課	対象児の幼保訪問支援	保育所等の在籍児童が、集団生活に適應するための支援が必要な場合に、その施設に専門職が訪問し、児童に対する専門的支援や職員に支援方法の指導を実施します。	B	3
	4-④-7	学校教育課	障がいにかかる人権教育の実施	障がいのある人に対する正しい知識と理解の促進のための人権教育を推進します。	B	3
	4-④-8 (再)	学校教育課	教職員研修の充実、特別支援学級交流会、教職員の多文化共生意識啓発	様々な背景をもつ子どもたちに適切な支援を行うとともに、異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深めるための研修を実施します。	B	3
	4-④-9	学校教育課	特別支援教育支援員による教育推進	特別な支援を必要とする児童生徒に対して、学習をスムーズに進め、安心した学校生活を送るために特別支援教育支援員を配置します。	B	3
	4-④-10	学校教育課	インクルーシブ教育の考えに基づく地域・学校での支援	障害のある子どもの教育の充実を図るとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学び合うインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を推進します。	B	3

<人権・市民生活課のコメント> 障がい者に対する差別や偏見をなくするためには、障害者差別解消法や合理的配慮義務化の周知徹底、障がいを正しく理解するための啓発と学習機会が必要不可欠です。同時に、バリアフリーや医療・介護の連携、緊急時避難支援、居住環境の改善等の地域生活の基盤整備や、情報伝達手段の多様化、様々な場面への参加の機会の充実等が求められています。こうした誰も取り残さないための施策を一層推進し、相談支援に努めながら、障がいの有無に関わらず、個人の尊厳と社会参加の機会を等しく保障する社会を目指す必要があります。	合計	86
	満点	104
	達成度	83%
	前年度達成度	81%

5同和問題（部落差別）	14事業	93%
-------------	------	-----

施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	達成度
①教育・啓発の充実	5-①-1 (再)	人権・市民生活課	自治会や団体等での研修会の開催支援	人権尊重のまちづくり懇談会等の研修会を開催する自治会や団体に対して講師情報や資料の提供、DVDの貸し出し等を行います。	B	3
	5-①-2	人権・市民生活課	街頭啓発の実施	滋賀県では、毎年9月を同和問題啓発強調月間と定めていることから、県内市町や関係機関と連携して街頭啓発を実施するほか、各所へ啓発物品を配付し、同和問題への意識喚起を行います。	A	4
	5-①-3 (再)	商工振興課	事業所への人権情報提供、人権学習支援、事業者への人権尊重の理解・取り組み支援	事業所への訪問を通じて、人権研修への取組状況について調査や啓発を行います。 また、人権問題をテーマとしたセミナーを開催し、人権尊重の理解促進に努めます。	B	3
	5-①-4	生涯学習課	同和問題にかかる人権教育の実施	同和問題に関する偏見や差別意識を解消し、早期解決をめざして、小中学校での人権教育を充実させます。	A	4
	5-①-5 (再)	生涯学習課	住みよいまちづくり推進講座、様々な人権分野にかかる人権学習支援	各学区ごとに子ども・高齢者・障がい者・部落問題・男女共同参画・インターネットと人権など幅広い人権問題をテーマに年2～3回程度講座を開講していただきます。	A	4
②研修の充実	5-②-1	人事課	同和問題への市職員意識啓発	各所属において人権研修を進めていただくほか、日本特有の人権問題である同和問題について、新規採用職員の段階で複数回、座学のみでなく、現地に赴き実際に話を聞く等の研修を実施します。	A	4
	5-②-2 (再)	生涯学習課	保幼小中連携による生活・学力向上のための教職員・PTAの人権研修	学区ごとに保幼小中の教職員が一同に介し、人権に関する研修会を行います。また、教育委員会の指導主事が、各校に訪問し人権学習の授業を参観後、教職員に対して人権に関する指導助言を行います。	A	4
③調査の実施・相談体制の整備	5-③-1 (再)	市民課、安土未来づくり課	各種証明書の不正取得の防止、本人通知制度の普及啓発	住民票の写しや戸籍謄本等の証明書を、本人の代理人や第三者(国又は地方公共団体の機関を除く)に交付した場合、事前に登録した人に対して交付があった事実を郵送で通知します。この制度により、住民票の写し等の不正請求の早期発見や個人の権利の侵害につながる不正取得の未然防止を図ります。	B	3

施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	達成度
	5-③-2 (再)	人権・市民生活課	相談窓口や支援機関の周知・案内	市広報やホームページ、パンフレット等により相談窓口や支援機関を周知します。	A	4
	5-③-3 (再)	人権・市民生活課	人権相談の実施	市役所庁舎で人権擁護委員による人権相談を実施するほか、窓口でも相談を受け、必要に応じて専門機関につなぎます。	B	3
	5-③-4	人権・市民生活課	差別事象対応マニュアルの作成・周知	差別事象が発生（発見）した場合に適切に対応できるよう、事前に周知し職員間の共通理解を図ります。	A	4
	5-③-5 追加	人権・市民生活課	差別動画の削除要請	インターネット上に投稿された本市関連の部落差別動画について、調査の上、法務局に対して削除要請を行います。	A	4
④関係団体、関係機関との連携の促進	5-④-1	人権・市民生活課	関係機関との連携	県人権センターや部落解放同盟滋賀県支部と連携し、情報交換や研修会への参加、合同啓発活動等を行います。また、市人権尊重のまちづくり推進協議会委員等の関係者に対し、講演会や研修会の情報提供を行い参加を促します。	A	4
	5-④-2	商工振興課	関係機関との連携	県人権センターやハローワーク、近隣市町で構成する東近江地域労働対策連絡会と連携し、企業と高等学校との情報交換会や研修会を実施します。	A	4
<人権・市民生活課のコメント> 2016年に部落差別解消法が施行されましたが、未だに差別の実態があり、特にインターネット上での同和地区の適示等は後を絶ちません。市民が正しい知識を得て理解を深めるとともに、差別や偏見を解消するための取組が必要です。また、近年事業所訪問ができていないことから、同和問題をはじめ様々な人権問題にかかる実態把握のためにも、計画的に訪問できる体制の整備が必要です。				合計		52
				満点		56
				達成度		93%
				前年度達成度		90%

6 外国人の人権	14事業	77%
----------	------	-----

施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	達成度
①行政サービスの充実	6-①-1	まちづくり協働課	市役所窓口等での多言語通訳および相談業務、行政文書翻訳業務の実施	多言語通訳及び相談業務や行政文書翻訳業務を近江八幡市国際協会に委託し、外国人住民が市役所の窓口等で行政手続きや相談を行う際に、外国語による通訳を行います。	B	3
	6-①-2	秘書広報課	市ホームページの多言語化	市ホームページにおいて、「英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語」への翻訳機能を付加します。	B	3
	6-①-3	生活環境課	ごみカレンダーの多言語化	近江八幡市ごみ分別アプリでエリア設定をすることで、収集区域ごとにゴミカレンダーの確認が可能です。アプリの言語はスマートフォン自体の言語設定と紐づいており、現在ポルトガル語、中国語、英語、ベトナム語に対応しています。	B	3
	6-①-4	幼児課	情報提供にかかる多言語化	各種申し込みや説明の多言語化を実施します。	B	3

施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	達成度
	6-①-5	健康推進課	情報提供にかかる多言語化	外国語版の乳幼児健診のアンケート及び予防接種の問診票の作成や、外国語版の母子手帳を交付します。また乳幼児健診や訪問等、必要時はポケットの活用や、国際協会へ通訳を依頼します。	B	3
②多文化共生教育の推進	6-②-1	まちづくり協働課	日本語交流教室・外国につながる子どもたちの学習への支援	各コミュニティセンターにて、市内外国人住民を対象とした日本語教室を開催し、日本語の学習のほか、様々な活動を通して交流を図ります。	B	3
	6-②-2	まちづくり協働課	多文化共生のための各種講座の開催	外国の食や暮らしを通し、多文化共生について考える機会を市民に提供します。	B	3
	6-②-3	学校教育課	日本語指導・母語支援、通訳・翻訳員による外国籍児童生徒の教育支援	様々な国や地域にルーツをもつ子どもが心豊かに安心して暮らせるように、言語の支援を行います。	B	3
③社会参加の促進	6-③-1	まちづくり協働課	外国人住民グループや支援グループへの支援	コミュニティセンターで開催されているワールドアミーゴクラブに対し、市国際協会を通じて支援を行います。	B	3
	6-③-2	商工振興課	異文化理解促進のための研修等の実施	企業に対するセミナーを通じ、異文化理解の促進に努めます。	B	3
④多文化共生意識の形成	6-④-1	まちづくり協働課	市民への多文化共生意識醸成のための各種イベントの開催や参加、友好親善使節団の交流	国際交流・多文化共生について相互理解を深める目的で「わいわいフェスタ」実施し、多文化共生について身近に感じてもらう機会を市民に提供します。また、滋賀県ミシガン州友好親善使節団派遣の交流事業を行います。	B	3
	6-④-2	まちづくり協働課	市職員向けの研修の実施	「やさしい日本語」の使い方セミナーを実施し、窓口業務はじめ、様々な情報を外国人住民にわかりやすく伝えるための研修を実施します。	B	3
	6-④-3	人権・市民生活課	人権啓発イベントでの多文化共生意識の醸成	人権フェスティバル等の人権啓発イベントにおいて、外国人住民や支援者が共に参加するメニューを入れることで、市民の多文化共生意識の醸成を図ります。	A	4
	6-④-4 (再)	人権・市民生活課	自治会や団体等での研修会の開催支援	人権尊重のまちづくり懇談会等の研修会を開催する自治会や団体に対して講師情報や資料の提供、DVDの貸し出し等を行います。	B	3
＜人権・市民生活課のコメント＞ 市の申請窓口や広報等では多言語化が進められています。地域においては、やさしい日本語の活用推進により外国籍住民の安心で暮らしやすい社会づくりにつなげたいところです。また、外国人との相互理解を深めるための外国人と接する場の提供、学習会や啓発の充実も引き続き取り組んでいく必要があります。同時に、災害時や緊急事態における外国人へ避難情報を迅速に行き渡らせ、必要な支援を受けられる体制を整えることが必要です。				合計		43
				満点		56
				達成度		77%
				前年度達成度		73%

7 性的指向・性自認（性同一性）に関する人権	6事業	67%
------------------------	-----	-----

施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	達成度
①教育・啓発の充実	7-①-1	人権・市民生活課	パートナーシップ宣誓制度	一方または双方が性的マイノリティであるカップルが、日常生活において互いの人権を尊重し、人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓し、市が二人の関係を公的に証明する宣誓書受領証を交付する「近江八幡市パートナーシップ宣誓制度」を実施します。	B	3
	7-①-2 (再)	人権・市民生活課	自治会や団体等での研修会の開催支援	人権尊重のまちづくり懇談会等の研修会を開催する自治会や団体に対して講師情報や資料の提供、DVDの貸し出し等を行います。	B	3
	7-①-3	幼児課	性の多様性への理解を深めるための研修等の実施	研修参加および研修内容の共有を行います。	C	2
	7-①-4	生涯学習課	性的指向・性自認に関する人権教育の実施	性の多様性に対する理解を深め、お互いの性のあり方を尊重し認められるよう、小中学校での多様な性についての教育を推進します。	A	4
	7-①-5	商工振興課	性の多様性への理解を深めるための研修等の実施	企業に対するセミナーを通じ、性の多様性への理解の促進に努めます。	D	1
②相談体制の充実	7-②-1 (再)	人権・市民生活課	人権相談の実施	市役所庁舎で人権擁護委員による人権相談を実施するほか、窓口でも相談を受け、必要に応じて専門機関につなぎます。	B	3
<人権・市民生活課のコメント> 性の多様なあり方に関する理解促進に向け、継続的に市民並びに市職員の意識啓発を図っていく必要があります。また、性的指向・性自認について悩みや困難を抱える当事者が安心して暮らせるよう、関係機関・団体と連携しながら適切な支援を行える体制づくりが必要です。				合計		16
				満点		24
				達成度		67%
				前年度達成度		71%

8 インターネットにおける人権	5事業	80%
------------------------	-----	-----

施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	達成度
①情報の受発信における教育・啓発の推進	8-①-1	情報政策課	職員の情報モラル・情報リテラシー向上	毎年、新規採用職員および各所属ICT推進員を対象とした情報セキュリティ研修を実施します。また、各所属への情報セキュリティ監査を定期的に実施します。	B	3
	8-①-2 (再)	人権・市民生活課	自治会や団体等での研修会の開催支援	人権尊重のまちづくり懇談会等の研修会を開催する自治会や団体に対して講師情報や資料の提供、DVDの貸し出し等を行います。	B	3
	8-①-3	学校教育課	インターネットにおける人権教育の実施	子どもがネット上でのいじめ等の人権侵害や、SNSを利用した犯罪等に巻き込まれないよう、児童・生徒等へのインターネットを安全かつ適切に利用するための教育を推進します。	B	3
	8-①-4	情報政策課	インターネット安心安全の講演会・研修会	スマートフォンの使い方や、インターネット上で犯罪に巻き込まれないための啓発講座を開催します。	B	3
②インターネットにおける人権侵害への対応	8-②-1 (再)	人権・市民生活課	相談窓口の案内、関係機関との連携	市広報やホームページで相談窓口や支援機関を周知します。また、窓口や電話で人権相談を受けた際は、適切な相談窓口を案内します。	A	4
<人権・市民生活課のコメント> インターネットの利用にあたり、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深め、ルールやマナーを守った利用についての意識啓発や教育が必要です。また、インターネットによる人権侵害を受けた被害者の救済に向け、法務局や警察等、関係機関と連携し対応します。				合計		16
				満点		20
				達成度		80%
				前年度達成度		80%

9 患者（感染者）の人権	4事業	75%
---------------------	-----	-----

施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	達成度
①患者の権利保障の視点に立った医療環境づくりの推進	9-①-1	健康推進課	エイズ相談、HIV抗体検査の実施	市民から相談があった場合、保健所が実施するHIV相談やエイズ検査について情報提供を行います。	B	3
	9-①-2 (再)	総合医療センター	インフォームド・コンセント等の患者の人権配慮、医療情報の適切管理、情報開示、相談・支援体制の充実	インフォームドコンセントの推進、カルテ等含む医療情報の管理・開示、患者・家族等からの相談時のプライバシー保護を徹底する。	B	3
②感染症の患者等への差別・偏見の解消	9-②-1 (再)	人権・市民生活課	自治会や団体等での研修会の開催支援	人権尊重のまちづくり懇談会等の研修会を開催する自治会や団体に対して、資料の提供やDVDの貸出を行います。	B	3
③感染症の患者等への人権擁護の推進	9-③-1	総合医療センター	感染症の患者等への入院延長勧告等における人権擁護、プライバシーの保護	感染症患者に対するプライバシーの保護	B	3

＜人権・市民生活課のコメント＞ 患者や回復者及びその家族が差別や偏見で苦しむことのないよう、感染症に対する正しい理解促進のための啓発を実施するとともに、患者のプライバシー保護や不安に対する相談対応を継続実施します。	合計	12
	満点	16
	達成度	75%
	前年度達成度	75%

10 様々な人権問題	9事業	94%
------------	-----	-----

施策の方向	No.	担当課 (連携課・団体)	事業名	事業内容	評価	達成度
①固有の歴史・文化を持つ人々の人権	10-①-1	人権・市民生活課	啓発冊子の配布・ポスターの掲示等による啓発	国・県等から配布される啓発チラシやポスターの窓口設置や掲示、関係各所への配付を行います。	A	4
②犯罪被害者の人権	10-②-1	人権・市民生活課	犯罪被害者への支援	犯罪被害者遺族への遺族見舞金の給付および、犯罪被害者への傷害見舞金の給付を行います。	A	4
③刑を終えて出所した人の人権	10-③-1	福祉政策課	社会を明るくする運動・更生保護活動への支援	犯罪や非行をした人が再び罪や非行を犯すことのないよう、その立ち直りを地域で支える更生保護活動を行う保護司会と連携し、更生への理解を深め、安心・安全なまちづくりに繋がる「社明運動」を推進します。	B	3
④災害被災者の人権	10-④-1	福祉政策課	避難行動要支援者への支援体制整備	災害時に自力で避難することが難しい方を支援できるよう、名簿の作成・管理を行い、同意した方は平常時から地域の支援者に情報共有を行う等、災害時の避難誘導や安否確認を迅速に行う体制を整えます。	A	4
	10-④-2	危機管理課	自治会等に対する講演会、住民防災組織育成のための研修会等の実施	自治会・市内団体等からの依頼に対して出前講座を実施します。	A	4
	10-④-3	危機管理課	大規模災害発生時の被災者支援の財源確保	大災害支援基金について、利子の積み立てを行っています。（平成25年度末で積み立てを終了）	B	3
	10-④-4 (再)	危機管理課	女性や高齢者等、要配慮者に配慮した備蓄物質の充実	ワンタッチバーテーション（プライベートルーム）、生理用ナプキン、子供用紙おむつ、液体ミルク、使い捨て哺乳ボトル、介護用紙おむつを備蓄します。	A	4
⑤人身取引被害者の人権	10-⑤ (再)	人権・市民生活課	啓発チラシの配布・ポスターの掲示等による啓発	国・県等から配布される啓発チラシやポスターの窓口設置や掲示、関係各所への配付を行います。	A	4
⑥拉致被害者の人権	10-⑥ (再)	人権・市民生活課	啓発チラシの配布・ポスターの掲示等による啓発	国・県等から配布される啓発チラシやポスターの窓口設置や掲示、関係各所への配付を行います。	A	4
<人権・市民生活課のコメント> 引き続き、それぞれの人権問題について正しい知識と理解を深めるための啓発を行い、関係機関と連携して被害者の救済に努めていきます。 また、災害に備え、避難誘導体制や住民防災組織育成に努めます。				合計		34
				満点		36
				達成度		94%
				前年度達成度		94%